

福岡県公報

平成18年5月17日

第 2 5 3 3 号

目 次

告 示 (第966号-第980号)

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治 山 課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
○都市計画法の開発許可に係る区域指定	(都市計画課) 2
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出の取 下げ	(商業・地域経済課) 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 5
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課) 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
○土地改良区の設立認可申請の適否決定	(農地計画課) 5
公 告		
○平成18年度クリーニング師試験の実施	(生活衛生課) 6
○平成18年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬 務 課) 7

公安委員会

○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の 一部改正	(警察本部運転免許試験課) 8
---	---------------	---------

○道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の 一部改正	(警察本部運転免許試験課) 8
---	---------------	---------

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見 の募集	(交通対策課) 9
--	---------	---------

告 示

福岡県告示第966号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

なお、平成18年1月福岡県告示第7号は、取り消す。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯塚市内住字ショウケ越3260の1、3260の2、3261の1、3261の11
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び飯塚市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第967号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月20日農林水産省告示第1520号（1に係るものに限る。）
 - 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第968号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
前原市前原北2丁目1899番4及び1899番7から1899番15まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
前原市前原西5丁目1番31号
平成建設株式会社 代表取締役 西原 幸作

福岡県告示第969号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第4条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第8号の3に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び中間市建設部都市整備課において公衆の縦覧に供する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定した土地の区域の名称
中間市中底井野地区
- 2 指定した土地の区域
中間市大字中底井野の一部

福岡県告示第970号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき変更の届出があった次の店舗について、当該届出の取下げがあったので公告する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 取下げ年月日
平成18年4月20日
- 2 大規模小売店舗の名称、所在地等

名 称	所 在 地	大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づく公告
ホームセンターサンコー 上津店	久留米市上津町字北田1171 - 1	平成17年10月福岡県告示第2050号

福岡県告示第971号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州市視覚障害者自立推進協会 あいず

(2) 代表者の氏名

野村 秀紀

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市戸畑区幸町6番7号 ラ・リーゼンシー

(4) 定款に記載された目的

この法人は、視覚障害者に対して、共同作業所の運営や情報のバリアフリー化に関する事業を行い、視覚障害者の自立や雇用機会の拡充を推進するとともに併せて、広く市民に対して視覚障害者に対する理解推進に関する事業を行うことで、視覚障害者が安心して主体的に暮らしていけるまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第972号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州バドミントン案内所

(2) 代表者の氏名

土居 正依

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区字佐町一丁目2番15-105号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもを中心に広く北九州市のバドミントン愛好者に対して、競技力の向上を目指した事業を行い、バドミントン競技の更なる振興を展開していくとともにこれらの事業に一般市民を講師として迎えることで雇用機会の拡充を図り多様化する情報化社会を活用したバドミントン情報提供活動やバドミントン愛好者を海外に派遣することにより他国のバドミントン愛好者との交流を図り、そして心身共に豊かなまちづくり、スポーツを安心して行うことのできる平和な日本の有り難さを伝え青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第973号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人くらじたすけあいの会

(2) 代表者の氏名

福本 佳子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宮若市磯光1312番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の助け合いにより、明るく安心な福祉社会をつくることを目指して、高齢者や障害者に対する介護保険法に基づく居宅サービス事業や在宅福祉サービス等に係る事業を行うとともに、子育て、家庭教育等に関する相談及び支援に係る事業を行い、地域福祉の増進及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第974号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 自立生活センター久留米

(2) 代表者の氏名

古川 克介

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市津福今町361番地42

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、ヘルパー派遣等の生活支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加の推進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第975号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ポラリス

(2) 代表者の氏名

芳賀 穂子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡岡垣町高陽台三丁目5番7号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者等の健康で安心して安全な自立した生活を支援するため、介護に関する事業や、慰問事業を行い、高齢者、障害者の家族の介護負担を軽減し、よって公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第976号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人たすけあい筑紫野

(2) 代表者の氏名

伊藤 ひろみ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市大字原750番地71

(4) 定款に記載された目的

この法人は、筑紫野市及び近隣市町村の住民に対して、身体介護、家事援助、子守り、送迎等を必要とする不特定多数の市民に対しての支援事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第977号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人NPOこころ

(2) 代表者の氏名

成清 勝子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市阿恵1155番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、少子、高齢化社会の進行に伴う、要介護者の増加、家族による介護の限界に着眼し、介護問題を、個人や家族の枠を超えた地域、社会全体での問題として受け止め、利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、心のこもった質の高いサービスを提供することにより、すべての人々が人間らしく、健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

に暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第978号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
アプロ 三苦 博充	福岡市博多区美野島3丁目12-14-204号	福岡県知事 (1)第08328号 平成17年8月15日	平成18年4月21日	貸金業の規制等に関する法律第38条第1項

福岡県告示第979号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字芥屋字西葉山1770番14及び1770番19

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

前原市前原駅南2-9-22-1008

池田 元

池田 みちよ

福岡県告示第980号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成18年4月28日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
本道寺・香園土地改良区	土地改良事業計画書の写し・定款の写し	平成18年5月17日から 平成18年6月14日まで	筑紫野市役所

公 告

公告

平成18年度クリーニング師試験を次のように実施する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成18年9月5日（火曜日）	午後1時～午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室
	午後2時40分～午後4時30分	洗濯物の処理に関する技能	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5cm横3.5cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区生活支援課、福岡市にあっては各区保健福祉センター、大牟田市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接福岡県保健福祉部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

イ 履歴書 1部

ロ 受験資格のあることを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、県外に住所地及び就業地を有する者については、原則として卒業証明書とする。） 1部

ハ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ニ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成18年7月10日（月曜日）から同月24日（月曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市及び大牟田市の保健所等にあつては午前8時30分から午後5時まで、福岡市の各区保健福祉センターにあつては午前9時から午後5時まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成18年7月24日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格発表

合格者の受験番号は、平成18年9月29日（金曜日）午前9時に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所及び生活衛生課に掲示して行う。

5 その他

- (1) 受験手続その他の問い合わせは、最寄りの保健福祉環境事務所又は生活衛生課に対して行うこと。
- (2) 郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して90円切手をはった返信用封筒（定形）を必ず同封すること。

公告

平成18年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

平成18年5月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

特に制限はない。

ただし、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

- ア 18歳未満の者
- イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第6条の2の規定により準用する第4条の7で定めるもの
- ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

- (ア) 毒物及び劇物に関する法規
- (イ) 基礎化学
- (ウ) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成18年8月1日（火曜日） 午前10時30分～午後0時40分	福岡市南区玉川町22番1号 第一薬科大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部、受験票1部及び写真（申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4.5cm×ヨコ3.5cmのもの）1枚並びに受験申込手数料10,500円を添えて、県内に居住又は勤務する受験者にあつては住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉環境事務所又は市保健所（北九州市及び大牟田市の保健所並びに福岡市の各区保健福祉センターをいう。以下同じ。）へ、それ以外の受験者にあつては福岡県保健福祉部薬務課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公

園7番7号。以下「薬務課」という。)へ提出すること。

イ 受験願書等の用紙は、最寄りの県保健福祉環境事務所、市保健所又は薬務課で交付する。郵便によって受験願書等の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料10,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合(県外に居住及び勤務する者に限る。)には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成18年6月14日(水曜日)から同年6月23日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで。ただし、福岡市の各区保健福祉センターにあっては、午前9時から午後5時まで)とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成18年6月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成18年8月17日(木曜日)午前9時に県保健福祉環境事務所、市保健所に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、最寄りの県保健福祉環境事務所、市保健所又は薬務課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第122号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定(平成2年12月26日福岡県公安委員会告示第133号)の一部を次のように改正する。

平成18年5月17日

福岡県公安委員会

「直方自動車学校
直方市大字赤池1
堀 勝彦」を「直方自動車学校
直方市大字赤池1
堀 孝」に、

「マイマイスクール花畑
福岡市南区花畑4-9-1
三戸道雄」を「マイマイスクール花畑
福岡市南区花畑4-9-1」に、

「マイマイスクール花畑
福岡市南区花畑4-8-1
三戸道雄」を「マイマイスクール花畑
福岡市南区花畑4-8-1」に、

「門司自動車学校
北九州市門司区大字畑120
田中政彦」を「門司自動車学校
北九州市門司区大字畑120」に、

「アイルモータースクール門司
北九州市門司区大字畑120
田中政彦」を「アイルモータースクール門司
北九州市門司区大字畑120」に改める。

福岡県公安委員会告示第123号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定(平成8年10月28日福岡県公安委員会告示第124号)の一部を次のように改正する。

平成18年5月17日

福岡県公安委員会

豊前自動車学校
豊前市大字松江1381-1
小森弘詞

豊前自動車学校
豊前市大字松江1381-1

を

アイルモータースクール豊前
豊前市大字松江1381-1
小森弘詞

アイルモータースクール豊前
豊前市大字松江1381-1

に改める。

雑報

福岡県交通安全対策会議公告

福岡県交通安全計画に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第2項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成18年5月17日

福岡県交通安全対策会議会長 福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集の対象となる計画案

第8次福岡県交通安全計画に係る計画案

2 計画案の趣旨

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のない社会を目指して

第2節 道路交通の安全についての目標

I 道路交通事故の現状と今後の見通し

1 道路交通事故の現状

2 道路交通事故の今後の見通し

II 道路安全計画における目標

第3節 道路交通の安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

1 少子高齢社会への対応

2 歩行者の安全確保

3 県民自らの意識改革

4 ITの活用

II 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

3 安全運転の確保

4 車両の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

6 救助・救急活動の充実

7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

8 道路交通事故原因の総合的な調査分析の充実と活用

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故のない社会を目指して

I 鉄道事故の状況

II 交通安全計画における目標

第2節 鉄道交通の安全についての対策

I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

II 講じようとする施策

1 鉄道交通環境の整備

2 鉄道の安全な運行の確保

3 救助・救急活動の充実

4 被害者支援の推進

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のない社会を目指して

I 踏切事故の状況

II 交通安全計画における目標

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

II 講じようとする施策

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

3 計画案の閲覧場所等

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁内）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区域内7-8 小倉総合庁舎内）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
- (6) 「第8次福岡県交通安全計画（案）に対するご意見等の募集について」のホームページ

（福岡県のホームページ内 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

4 意見書の提出期間

平成18年5月17日（水）から平成18年5月24日（水）まで（必着）

5 意見書の提出期間

別紙意見書に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。

6 意見書の提出先

福岡県企画振興部交通対策課

（所在地）郵便番号812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ）092-643-3169

（電子メールアドレス）kotsu@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
該当項目	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見はできるだけ1項目1枚とし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二号
印刷 株式会社エッツ

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)